

茨城県地域防災計画の改定の主な内容 (H27. 3)

1 地震・津波・風水害等対策計画編

○ 災害時における放置車両等の対策

県，市町村及び各道路管理者は，放置車両等が発生し，緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは，運転者等に対し車両の移動命令を行う。運転者がいない場合等は，道路管理者は，自ら車両の移動等を行う。

○ 緊急通行車両の通行ルート確保

知事は，道路管理者である市町村に対し，必要に応じて，緊急通行車両の通行ルートを確保するために道路啓開の指示を行う。

○ 後方支援拠点の指定

県内被災地を後方から円滑に支援するため，県北，県央，鹿行，県南及び県西の各地区に自衛隊等の広域支援部隊のベースキャンプ機能や車両の待機場となる後方支援拠点を指定する。

○ 多様な情報伝達手段の確保

新たな災害情報伝達手段として，災害情報共有システム（Lアラート）の活用を明記する。

2 原子力災害対策計画編

○ 緊急事態区分の修正

緊急事態の初期対応段階を，警戒事態，施設敷地緊急事態及び全面緊急事態に区分。